

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年7月14日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 豊田市地域活動支援センター事業委託

(2) 業務の概要

地域活動支援センター事業は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業として、障がいのある方等が、地域社会の一員として自立した生活を送ることを促進する事業である。

本事業は、障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らし続けるための「居場所」と「活動機会」を提供することを目的とし、委託する。

(3) 履行期限 令和12年3月31日

(4) 提案限度額 各拠点 54,936,000円(非課税)

年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支払内訳(上限)	18,312,000円	18,312,000円	18,312,000円

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
ただし、豊田市競争入札参加資格を有していない者については、次に掲げる書類を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

提出物	備考
履歴事項全部証明書	法務局で発行
納税証明書(国税)	税務署で発行。「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
納税証明書(愛知県税)	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書(豊田市税)	証明の種類は「完納証明」

(注) 豊田市内(愛知県内)に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出。

(注) 上記書類は、申請日において発行日より3か月以内のものとする。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締

結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として、1件当たりの税込み金額500万円以上の障がいのある方を対象とした事業の履行実績を有する者であること。
- (8) 本業務に従事する職員の配置は豊田市地域活動支援センター事業実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項第2号に示すI型に基づき、配置すること。
 - (ア) 専門職とは精神保健福祉士のほか、社会福祉士、保健師、看護師をいう。
 - (イ) 業務担当責任者は、施設長とし、公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者であること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年7月14日から同月27日まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所保健部保健支援課精神保健担当(東庁舎4階)又は保健支援課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年7月27日(月) 午後1時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所保健部保健支援課精神保健担当(東庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件を満たしていることを証明できる書類(契約書・仕様書・検査合格通知などの写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年7月28日(火)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年7月27日(月) 午後1時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 8月4日までに参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ(片面)10枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本7部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 企業の業務実績

会社概要(従業員数含む)、財政状況、令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として、1件当たりの税込み金額500万円以上の障がいのある方を対象とした事業の実績(業務名、発注者)

(2) 業務担当責任者等の業務経験

業務担当責任者の経験年数、業務担当者の資格が分かるもの

- (3) 業務実施方針
- (4) 業務の円滑な実施に向けた取組
業務内容の提案、従事者の知識・スキルの維持向上に向けた具体的な取組、サポート体制
- (5) 危機管理体制
管理・連絡体制、災害・事故発生時等の対応マニュアル
- (6) 見積書及び積算内訳書（１部）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和８年８月１２日（水） 午後１時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所保健部保健支援課精神保健担当（東庁舎４階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和８年８月１９日（水） 午前９時から午後５時までのうち指定する３０分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 ４１会議室（東庁舎４階）
- (3) 備考
 - ア 説明１５分以内（時間厳守）、質疑応答１５分とする。
 - イ 出席者は３名以内とする。
 - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB 会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者としてエリアごとに選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（９０点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（４０点）
- (イ) 業務担当者等の業務経験（５０点）

イ 業務実施計画等（７２点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（８点）
- (イ) 業務の円滑な実施に向けた取組（４０点）
- (ウ) 危機管理体制（１６点）
- (エ) 取組意欲（８点）

ウ 価格（最大５０点）【事務局評価】

※評価点（５００点）＝ア（業務経歴（９０点））＋イ（業務実施計画（７２点）×５人）＋ウ

(価格(50点))

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点者が複数であった場合は、「業務の円滑な実施に向けた取組」の得点が高かった者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点(230点)に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 選考は以下の5名の委員により行う。

学識経験者 明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授 平澤 恵美

保健部 副部長 寺田 剛

福祉部 よりそい支援課 課長 岡本 裕之

福祉部 障がい福祉課 課長 福岡 進太

保健部 保健支援課 課長 川合 洋子

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知(予定)日 令和8年8月20日(木)

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約(予定)日 令和8年10月15日(木)

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く。)

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市保健部保健支援課精神保健担当（東庁舎4階）

電 話 0565-34-6855（直通） F A X 0565-34-6051

メールアドレス hokenshien@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないことと業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。